

八戸市学校納入金取扱ガイドライン

令和7年4月15日一部改正

八戸市教育委員会

ガイドライン制定の目的

学校が児童生徒から徴収している副教材や校外活動に要する費用（以下、「学校納入金」という）は、教育活動において必要となる経費のうち、保護者の方々が、受益者負担の考え方に基づいて負担している経費です。学校はそれらを一時的に預かり、保護者の方々に代わって執行していることになります。

そのため、学校においては、この学校納入金の適正かつ効率的な執行に努め、公費に準じた会計処理を行い、保護者の方々に対して十分な説明及び報告を行う義務があるとされています。

本ガイドラインは、学校納入金の取扱いについての基本的な指針を示すことで、各学校間で共通した会計処理を行うための第一歩としています。具体的な事務の流れ等については、八戸市学校納入金取扱要綱及び八戸市学校納入金取扱マニュアルを策定します。

1. 学校納入金の位置づけ
2. 適正な会計処理のために
3. 教育委員会と学校の役割及び責務
4. 公費と私費の区分
5. PTA との関わり

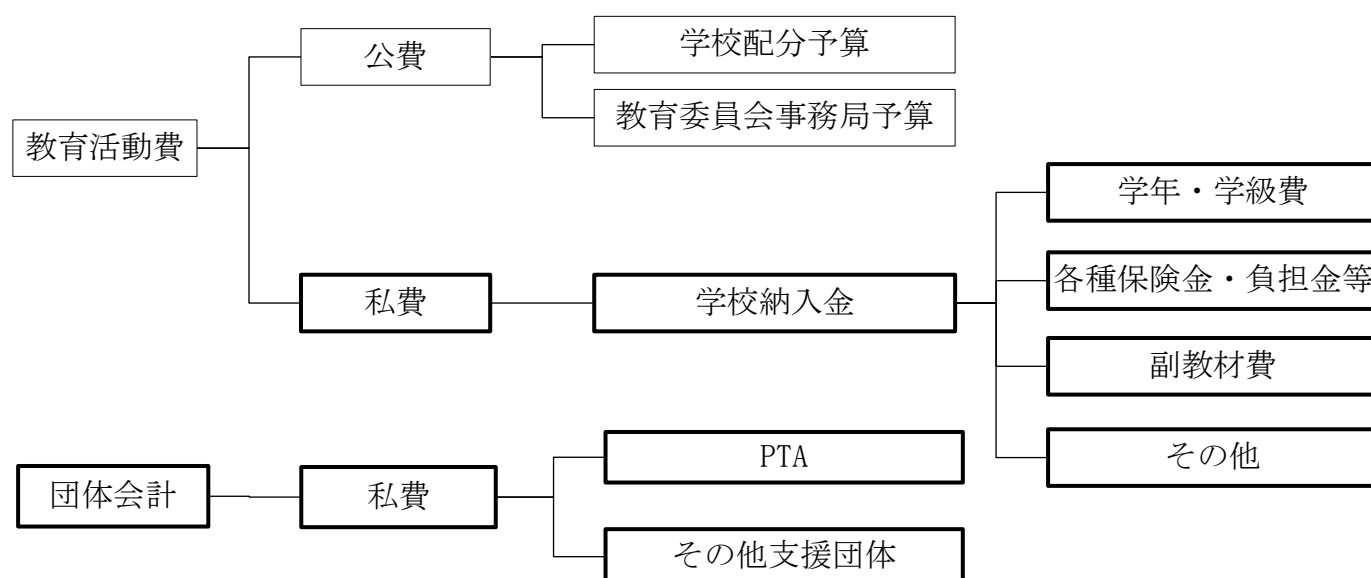
1. 学校納入金の位置づけ

学校における教育活動費は、税金などの収入により賄われる「公費」、児童生徒の保護者等が個人負担する「私費」に区分されます。その他に、教育活動を遂行するうえで密接な関係を有する PTA 等の団体による「団体会計」があります。

学校における教育活動費の中で、学校の施設設備の整備及び管理に必要な経費、教職員等の人件費、基本的な教科指導等に伴い必要となる経費は、公費で負担すべきものと定められています。

一方、児童・生徒が学校生活を送るうえで、保護者が受益者負担の考え方にに基づき、必要な実費を学校納入金として負担する私費があります。

学校における教育活動費の区分は、次のとおりとなります。



本ガイドライン及び学校納入金取扱要綱で取り扱うのは、上記表のうち、教育活動費の私費及び団体会計です（太枠の部分）。公費のうち学校配分予算に関しては、事務必携を参照してください。

公費と私費の区別に関する基準は、本ガイドライン中「4. 公費と私費の区分」及び学校納入金取扱マニュアルを参照してください。

2. 適正な会計処理のために

学校納入金は、学校という公の組織が扱う”公”会計です。そのため、その目的や用途について、保護者に対して十分な説明及び報告を行う義務があります。したがって、学校納入金の適正な会計処理に努めるとともに、財務関連書類及び帳票等を整備する必要があります。

以上の要件を満たすために、次の帳票、書類等を作成することとします。
それぞれの様式並びに具体的な取扱い方法については、学校納入金取扱マニュアルを参照してください。

＜保護者への説明資料＞

- ・予算書及び決算書（報告資料）

月ごと及び年間の徴収額並びに目的及び用途について、事前及び事後に、十分に説明がなされる書類を作成し、保護者へのお知らせ等で配布してください。同時に PTA 総会などにおいて、直接保護者へ説明し、理解を得る機会を設けるべきです。

＜会計処理用の書類及び帳票類＞

- ・予算書及び決算書

保護者のお知らせ等で配布するものと比べ、より詳細な資料が必要となります。

- ・収入関連書類

保護者から集金する際に作成します。現金徴収の場合は、領収証の発行も必要となります。

- ・支出関連書類

物品等の購入の決定から支払いの決定の時に作成します。公費に準じた取扱いが求められることから、見積書、納品書、請求書及び領収証等の添付も必要となります。

- ・収支一覧表

年度・会計毎に収入と支出をリスト化した資料です。

- ・現金出納簿、預金通帳等

今現在、学校の現金の保管状況、各会計の残高等を示す資料です。

3. 教育委員会と学校の役割及び責務

＜教育委員会の役割と責務＞

教育委員会は、各学校で適正かつ統一された会計事務が行われるよう、必要な助言及び指導を行う責任を負います。そのために、教育委員会では次のことを行います。

- ・学校間で統一的な学校納入金の取扱い事務が行われるよう、学校納入金の取扱いに関するガイドライン、要綱及びマニュアルを作成、更新する。
- ・各学校での学校納入金取扱い状況を十分に把握する。
- ・学校納入金の取扱いについて、各学校に対し必要な助言及び指導を行う。

＜学校の役割と責務＞

学校は、保護者から預かったお金を適正に管理及び支出し、またその使途や目的について十分に説明する責任を負います。そのために、学校では次のことを行ってください。

- ・学校納入金の取扱いに関して、校長を責任者とする組織及び各教員の役割分担を定める。
- ・保護者に代わって支出を行っていることを自覚し、適正かつ効率的な予算の執行に努める。
- ・学校納入金の支出に関して、保護者への説明責任が十分に果たされるよう努める。
- ・適正な会計処理実行及び説明責任を果たすために、必要な帳票、書類等を作成及び保管する。

4. 公費と私費の区分

公費負担とするべき、学校に関連する経費としては、次の3つが挙げられています。

- ・学校の施設整備及び管理に必要な経費
- ・教職員の人件費
- ・学習指導要領に基づく教育を行うための基本的な教材設備に必要な経費

私費負担が認められる、学校に関連する経費の基準として、次の5つが挙げられています。

- ・生徒個人の所有物として、家庭・学校のいずれにおいても使用できるもの
- ・学年又は学級全員若しくは特定の集団全員が個人用の教材・教具として使用するもの
- ・教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、又はそれから生じる直接的利益が生徒個人に還元されるもの
- ・家庭を場として行われる教育に要する経費と通学に要する経費等
- ・PTA等学校関係私的団体の活動、管理運営に関する費用

特に、公費負担とするべきものを私費で支出することは、大きな問題を生じます。学校納入金の意義に鑑みた上で、適正な支出を心がけてください。

私費での支出が認められる具体的な品目は、別表1を参照してください。

5. PTA との関わり

＜PTA 予算との関係＞

PTA は、学校と協力し、児童生徒の教育環境の発展に寄与する団体であり、学校を運営する上で欠かせない存在です。しかし、学校とは独立した別の団体であるので、本来学校が管理すべき予算（公費負担とするべき予算）を PTA が作成することは認められません。そのため、これに係る経費は必ず学校の責任において予算を作成してください。また、PTA 会費と学校納入金とを同時に徴収することに問題はありませんが、徴収する際は、PTA 会費と学校納入金とが明確に区別できる表示をしてください。

＜PTA に負担させてはいけない経費＞

PTA は保護者を主な会員とする団体であるため、これに学校の維持管理経費、人件費、基本的な教材設備等の経費を負担させることは認められていません。

「寄附」という形であれば、こういった経費（人件費を除く。）を負担させることは禁止されていませんが、その寄附が真に任意の支援であることが要件となります。寄附を予算化するなどし、会費等の名目で徴収並びに支出することは、割当寄附（寄附に明確な賛意を示していない者に、会費等の名目で寄附を割り当て、強制的に寄附させること）にあたるとされ、国及び地方公共団体が住民に対してこうした寄附行為を行うことは、直接であるか間接であるかを問わず、禁止されているためです。

以上より、PTA からの寄附を受ける際には、寄附されようとしているものが、保護者を主な会員とする PTA から受け取ってもよいものかをよく吟味し、またその寄附が、PTA 会員個別に賛意を確認し、賛意が得られた会員のみから集金したものであることが確認できるものに限定して受けるようにしてください。

別表1 私費負担が認められる区分別品目例

①児童生徒個人の所有物で、学校家庭いずれにおいても使用できるもの（学習指導上必要なもの）

区 分	品 名
各教科共通	教科用ノート類、筆記用具、副読本、ワークブック、各種ドリル・プリント類、参考書 等
国語	習字用具一式、半紙、原稿用紙、国語辞典、漢和辞典 等
算数(数学)	そろばん、算数セット、方眼紙、三角定規、分度器、コンパス、電卓 等
理科	虫眼鏡、理科実験セット、植物栽培セット 等
社会	白地図 等
英語	英和辞典、和英辞典 等
音楽	ピアニカ、カスタネット、ハーモニカ、リコーダー 等
図工(美術)	クレヨン、クレパス、絵の具セット、デザイン画材用具一式、彫刻セット、工作用具一式、画用紙等用紙、スケッチブック、石こう、ねんど 等
体育	体操服、体育帽(紅白帽等)、運動靴、体育館シューズ、水着、縄跳び用縄、武道着 等
技術家庭	裁縫セット、木工セット、製図用具一式、製図用紙 等
通学用品	ランドセル、カバン、靴、雨傘、雨ガッパ、制服、雨靴 等
通学諸費	身分証明書、名札、校章、証明写真、文集、連絡袋、児童生徒用ゴム印 等

②児童生徒に利益が還元される実費としての性格を有するもの

区 分	品 名
各教科実習	調理実習材料、被服実習材料、工作材料、美術材料 等
校外活動	遠足、社会科見学、宿泊学習、修学旅行、鑑賞教室 等(いずれも個人にかかる経費)
校内活動	生徒会活動費 等
卒業関係	卒業アルバム代 等
保険・負担金	日本スポーツ振興センター災害給付掛け金、PTA 互助会費、中体連負担金 等
プール	プール運営費 等

参考 学校私費関連資料

文部科学省 HP より

PTA 等学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての点検・調査結果について(2013.01.09)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1329576.htm

<摘要>

PTA 会計で、実質的な教職員への報酬や、維持管理経費への支出があることなどを指摘。このうち維持管理経費への支出に関して、「PTA による寄附は、それが割当て的なものでない場合に限り禁止されていない」と記載。(人件費への支出は認められていない。)

○ 私費負担を認める根拠（最高裁判決）

S 3 9 . 0 2 . 2 6

大法廷・判決 昭和 3 8 （オ） 3 6 1 義務教育費負担請求（第 1 8 卷 2 号 3 4 3 頁）

<摘要>

「憲法で義務教育は無償とされているのだから、教科書代や学用品なども無償とするべきである。」という訴えに対し、最高裁は、「ここでいう無償とは、授業料を徴収しないということを目指すのであり、教科書、学用品その他教育上必要な一切の費用を無償とするものではない」とし、訴えを退けた。一方で、授業料以外の費用についても、国や自治体ができる限り保護者の負担を軽減するよう努力することが望ましい、とした。

維持管理費や教科書の購入費などについては、地方財政法や教科書無償給与法などによって、保護者ないし住民への負担の転嫁が禁止されている。

○ 保護者負担が禁止されている経費について

地方財政法 第二十七条の四（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

地方財政施行令 第五十二条（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

法第二十七条の四 に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 市町村の職員の給与に要する経費

二 市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費

※都道府県についても、同様の定めあり。

○ 割当寄附について

地方財政法 第四条の五（割当的寄附金等の禁止）

国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。